

高知県週休2日制工事実施要領の改定について

週休2日制工事実施要領の改定ポイント

(1)経費補正について

- ・令和8年度国土交通省土木工事積算基準等の改定により、週休2日の取得に要する費用の計上については、労務単価および諸経費等に反映されたことから、令和8年度より補正係数による費用計上は行わないことになりました。(注1)、(注2)
- ・これを受け、高知県においても、週休2日制工事にかかる必要な経費については、労務単価及び諸経費等に反映されたものを適用することとし、補正係数による費用計上は行わないこととします。

(注1)港湾積算基準書、漁港漁場関係工事積算基準書における発注工事は、現場閉所の月単位の経費補正を行ったうえで発注します。

(注2)建築工事は、高知県週休2日促進工事実施要領(営繕工事編)で取り扱うため、本要領改定の対象外です。

(2)工事成績評価について

- ・月単位及び週単位の週休2日を達成した際は、これまでどおり工事成績評価で加点します。
- ・なお、達成できなかった場合であっても原則、減点はいりません。
- ・ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない場合※には工事成績評価に反映します。

※明らかに取り組む姿勢が見られない場合とは、以下の事例が考えられます。

- ・施工計画の協議において受注者が週休2日の計画表を作成しない。
- ・週休2日の計画表を提出したとしても、休工日に作業を行う場合の事前連絡や書面提出がなく、発注者からの指示でも改善が見られない。
- ・休工日であるのに現場施工したなど虚偽が多々ある場合、など

⇒その場合、文書による改善指示を行い、工事成績評価には、1次評価者の工程管理の項目において、「工程管理がやや不適切である」にチェックが入ります。

(3)適用について

本要領は、R8.7.1 以後の積算単価を適用する工事から施行する。

【参考】国土交通省 令和11年度に向けた「第三次・全国統一指標」について

～公共工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標を定めました～

◆週休2日の達成状況

指標内容 : 国、都道府県、政令市が発注する工事について、週休2日の達成割合を確認する。

四国ブロックの基準値及び目標値 : 基準値(R6) 0.78、目標値(R11) 1.00
(高知県(R6) 0.95)